

副業・兼業人材活用促進事業補助金 支給要件確認申立書

○以下の各項目について、「はい」か「いいえ」のどちらかを選んでください。

※いずれかの項目に「いいえ」がある場合は補助金を受給することができません。

1	石川県プロフェッショナル人材戦略拠点（機構が副業・兼業人材活用支援事業について委託する金融機関又は人材紹介会社を含む。）を通して副業・兼業人材とマッチングした企業である。	(はい ・ いいえ)
2	過去に石川県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、副業・兼業人材を活用したことがない。	(はい ・ いいえ)
3	官公庁等でない（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。	(はい ・ いいえ)
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でない。	(はい ・ いいえ)
5	県税、消費税及び地方消費税の滞納がない。	(はい ・ いいえ)
6	以下のいずれにも当てはまらない。 ①役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。 ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している。 ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている。 ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与してる。 ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	(はい ・ いいえ)
7	申請内容の審査に必要な書類等を整備・保管し、機構による実地調査・検査の受け入れに協力する。	(はい ・ いいえ)

令和 年 月 日

1から7までの記載事項の内容については、いずれも相違ありません。

本補助金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない補助金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに弁済することを誓約します。

また、石川県人材確保・定住推進機構が本補助金の支給に関して必要と認める場合は、国、石川県及び石川県警察本部に状況確認することについて、同意します。

事業者名： _____

代表者氏名： _____